

当基金の今後の方向性について

厚生年金基金制度の見直しを定めた厚生年金保険法を改正する法律(以下「改正法」)が、本年4月1日より施行されました。

この改正法は、厚生年金基金(以下「基金」)に対して財政状況による厳しい存続基準を設け、この高い基準を満たさない場合に、基金を解散するか他制度へ移行することを定めたものです。当基金がおかれた現状と、改正法を受けての選択肢についてご説明いたします。

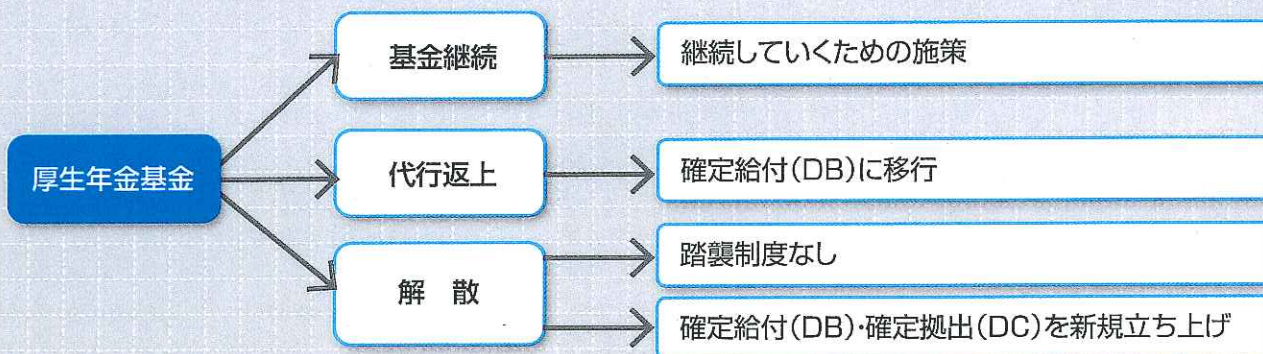
改正法によるグループ分けと当基金の現状

まず本年4月から5年間は「代行割れ基金^{*}」と「代行割れでない基金」に分けられ、代行割れ基金は施行日から5年以内に早期解散することを定めています。代行割れでない基金に対しても、5年後以降に厚生年金基金として存続するためには、非常に厳しい「必要積立基準」が課せられます。

^{*}厚生年金基金は国の老齢厚生年金の給付の一部を代行という形で行っています。基金の保有する純資産が、その代行部分の給付に必要な額(最低責任準備金)を割り込んでいる基金を代行割れ基金といいます。当基金は平成24年度決算において代行割れ基金に該当します。

基金の今後の選択肢

基金が取りうる選択肢を大別すると、下図のように「基金継続」「代行返上」「解散」の3つになります。



当基金の今後の方向性につきましては、今後、理事会・代議員会等で検討を重ねており、さらに検討を重ね決定してまいります。
なお、基金が解散または他制度へ移行しても、代行部分(老齢厚生年金)は国へ支給義務が移転されるため、給付はなくなりません。